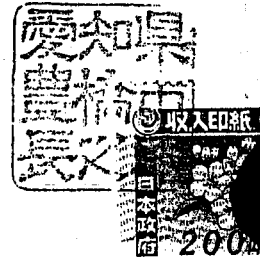


確認事項覚書



豊橋市長 早川勝（以下「甲」という。）と、三井造船株式会社 中部支社 支社長 印藤弘郷（以下「乙」という。）は、資源化センターごみ処理施設更新工事の契約に際し、以下のとおり確認事項覚書を締結する。

1 運転管理経費

乙は、運転管理経費が、別表1に示す処理コスト以内の額となることを施設の引渡し後5年間保証するものとし、当該処理コストを超えた場合、その超過額は、乙が負担するものとする。ただし、超過額が当該処理コストの5%以内である場合は、この限りでない。

なお、仕様及び使用条件が著しく変わった場合は、その都度、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

2 主な機器のかし担保期間

別表2に示す主な機器のかし担保期間については、豊橋市契約規則に規定する工事請負契約約款第40条第2項に定める「木造、簡易は装、設備工事その他これに準ずる工事目的物の場合は1年以内、コンクリート造、石造、金属造その他これに準ずる工事目的物の場合は2年以内」の期間にかかわらず、5年間とする。

3 装置停止時等の対応

期限の日までに施設の引渡しができない場合は、期限の日の翌日から引渡しの日までの期間、施設の引渡し後5年間の内に乙の責任による事由によって装置が停止した場合はその期間、乙の責任において、甲が処理すべきごみを処理しなければならない。この場合、その処理方法については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

4 施設引渡し後の技術者の常駐

乙は、施設の引渡し後1年間は無償にてプラント全体に精通した技術者1名を常駐させることとする。ただし、当該期間は甲乙協議のうえ、延長させることができる。

200時 + 終条件がてきり人 | 人

5 温室園芸団地への蒸気供給

甲及び乙は、温室園芸団地への蒸気供給が停止しないよう万全の対策をとるものとするが、施設の引渡し後5年間の内に乙の責任による事由によって非常用ボイラを使用することになった場合は、その期間における非常用ボイラの運転に必要な費用は乙が負担するものとする。

6 スラグの活用

スラグの活用については、乙が開発に努力するものとし、その使用等については甲も協力するものとする。

また、施設の引渡し後5年間の内に乙の責任による事由によってスラグの品質が低下した場合は、乙は品質の向上に向けて必要な対策を講ずるものとする。

7 有価物の品質確保

有価物については安定した品質が確保されなければならない。

また、施設の引渡し後5年間の内に乙の責任による事由によって品質が低下し処分が有償となった場合は、乙はその費用を負担するものとする。

8 安全性及び安定稼働の確保

施設は、十分な安全性及び安定稼働が確保されなければならない。

なお、施設稼働期間中に乙の責任による事由によって災害が発生した場合には、乙の責任においてその原因究明を行い、必要な対策を施して復旧を行うものとする。

9 新技術の導入及び必要な改造

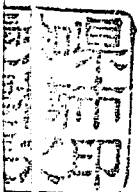
工事期間中、新たな技術が開発された場合には、乙の責任においてその技術を導入し、又は必要な改造を行うものとする。また、施設の引渡し後においては、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

なお、施設稼働期間中、施設に関連する装置に設計、生産上の欠陥があった場合は、乙の責任において必要な措置をとらなければならない。

10 施設引渡し後の事故等における措置

施設の引渡し後1年間の内に乙の責任による重大な故障、事故等によって、施設の安全かつ安定稼働が達成できず、改善の見込みが認められない場合は、甲は資源化センターごみ処理施設更新工事請負契約を解除することができる。この場合、乙は、受け取った工事請負代金を豊橋市契約規則第17条の例により甲に返還するとともに、施設を撤去して現状に回復し、甲が被った損害を賠償しなければならない。

さらに、当該契約の解除の日から施設の引渡し後5年を経過する日までの間、乙の責任において、甲が処理すべきごみを処理しなければならない。この場合、その処理方法については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。



11 その他

法規制等の変更、事情の変化等によりこの覚書の見直しが必要となった場合は、
甲乙協議の上、見直すものとする。

また、この覚書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議するものとする。

12 覚書の効力

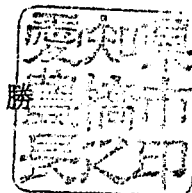
この覚書は、資源化センターごみ処理施設更新工事請負契約の本契約（以下「本契約」という。）の締結と同時に効力を有するものとする。ただし、第2項
主な機器のかし担保期間については、この覚書の締結により効力を有し、本契約
における契約条項として規定するものとする。

上記覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を
保有する。

平成10年9月22日

甲 豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 早川



乙 名古屋市中村区名駅4丁目7番23号

三井造機株式会社 中部

支社 弘

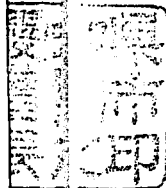
別表1

焼却施設 運転管理経費

経費項目	経費	備考
電力費	-406 円/t	売電を含む
燃料費	86 円/t	
用役費	1,364 円/t	薬品及び油脂等を含む
維持補修費等	2,341 円/t	
人件費	2,426 円/t	
処理コスト	5,800 円/t	百円未満端数整理

再利用施設 運転管理経費

経費項目	経費	備考
電力費	- 円/t	発電で賄う
用役費	29 円/t	薬品及び油脂等を含む
維持補修費等	2,086 円/t	
人件費	1,829 円/t	
処理コスト	3,900 円/t	百円未満端数整理



別表2

機 器 名 称	備 考
熱分解ドラム	
ごみ破砕機	
粗大ごみ破砕機	
燃 焼 溶 融 炉	
高温空気加熱器	
廃 熱 ボ イ ラ	
分 別 設 備	汎用機器は除く
建 築 物	防水部分は10年

※ 消耗品は除く

